（裁量移送における取扱い・法第六条）

**第三条**　法第六条第五項ただし書又は第六項の申立てがあったときは、裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。

2　裁判所は、職権により法第六条第五項ただし書又は第六項の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

（弁論等の必要的併合の申出の方式・法第七条）

**第四条**　法第七条第二項の規定による申出は、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2　前項の申出は、事件の表示を明らかにしてしなければならない。

（和解の際に明らかにすべき事項・法第十条）

**第五条**　当事者は、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をする場合においては、当該義務に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　対象債権及び対象消費者の範囲

二　事実上及び法律上の原因

## 第三章　対象債権の確定手続

### 第一節　簡易確定手続

#### 第一款　通則

（申立て等の方式）

**第六条**　簡易確定手続に関する申立て、届出及び申出は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

（調書）

**第七条**　簡易確定手続における調書（口頭弁論の調書を除く。）は、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（即時抗告に係る事件記録の送付）

**第八条**　簡易確定手続における決定に対する即時抗告があった場合において、原裁判所が簡易確定手続に係る事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が簡易確定手続に係る事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

（決定の確定証明書）

**第九条**　第一審裁判所の裁判所書記官は、当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求により、簡易確定手続に係る事件の記録に基づいて簡易確定手続における決定の確定についての証明書を交付する。

2　簡易確定手続に係る事件がなお抗告審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、当該簡易確定手続に係る事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、決定の確定した部分のみについて同項の証明書を交付する。

（公告事務の取扱者）

**第十条**　簡易確定手続における公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

#### 第二款　簡易確定手続の開始

（簡易確定手続開始の申立書の記載事項・法第十六条）

**第十一条**　法第十六条の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　簡易確定手続開始の申立てをする特定適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　相手方の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

三　申立ての趣旨

四　簡易確定手続開始の原因となる事実

五　対象債権及び対象消費者の範囲

2　簡易確定手続開始の申立書には、前項各号に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　届出期間についての前項第一号の特定適格消費者団体の意見

二　前号の特定適格消費者団体又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

三　法第十二条に規定する特定適格消費者団体が二以上あるときは、他の特定適格消費者団体による簡易確定手続開始の申立ての見込み

3　前項第一号に掲げる事項の記載は、できる限り、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　届出消費者の数の見込み

二　予定している法第二十五条第一項の規定による通知及び法第二十六条第一項の規定による公告の方法並びにこれらに要する期間

三　情報開示命令の申立ての見込み

（簡易確定手続開始の申立書の添付書面・法第十六条）

**第十二条**　簡易確定手続開始の申立書には、次に掲げるいずれかの書面を添付しなければならない。

一　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決についての判決書又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十四条第二項の調書の謄本及び当該判決の確定についての証明書

二　請求の認諾（法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。）の調書の謄本

（簡易確定手続開始の申立書の写しの添付等・法第十六条等）

**第十三条**　簡易確定手続開始の申立書には、相手方の数と同数の写しを添付しなければならない。

2　簡易確定手続開始の申立てがあった場合には、裁判所が直ちに当該申立てを却下する決定をしたときを除き、裁判所書記官は、相手方に対し、前項の写しを送付しなければならない。

3　前項に規定する場合には、裁判所は、当事者に対し、届出期間及び認否期間についての意見を聴くことができる。

（簡易確定手続開始の申立ての取下げの理由の明示等・法第十八条）

**第十四条**　簡易確定手続開始の申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。

2　前項に規定する場合において、裁判所が取下げを許可したときは、裁判所書記官は、その旨を当事者に通知しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立てを却下する決定の方式・法第十九条）

**第十五条**　簡易確定手続開始の申立てを却下する決定は、決定書を作成してしなければならない。

#### 第三款　簡易確定手続申立団体による通知及び公告等

（公告事項の変更の通知の方式・法第二十六条）

**第十六条**　法第二十六条第三項の規定による裁判所及び相手方に対する通知は、書面でしなければならない。